

明石歩道橋事件における検察審査会起訴議決を受けた会長談話

報道によると、本日、明石歩道橋事件について、神戸第二検察審査会の審査において、二度目の起訴議決がなされました。これは、改正検察審査会法の下で、全国初めての起訴議決になります。

起訴議決がなされると、裁判所から指定された弁護士が、検察官の職務を行う指定弁護士として公訴を提起し、その維持にあたることになります。

今回の起訴議決は、検察官の公訴権行使のあり方に民意を直裁に反映させて、その実現を図るという改正審査会法の趣旨を具体化したものと言えます。

兵庫県弁護士会としては、裁判所から、指定弁護士の推薦依頼があれば、然るべき弁護士を推薦し、また、指定弁護士の職務執行が適正かつ円滑に行えるように、裁判所、検察庁との協議を行うなど適切に対応します。

特に、本件では、争点の判断が難しく、証拠も膨大となれば、指定弁護士の職務執行には様々な困難が予想されます。よって、指定弁護士には少なくとも3名の弁護士が指定されること及び指定弁護士が補充捜査権限を充分行使できる態勢を整えること並びに職務執行が円滑におこなわれるような執務環境が整備されること等が必要と考えます。

また、今回の起訴議決を受けて提起される公判においては、改正検察審査会法の趣旨目的が実現されるとともに、起訴された被告人にとっても適正な手続きが保障されなければなりません。

当会としては、今後、本制度について、刑事司法全体の観点から検証・検討をしていく所存です。

2010年（平成22年）1月27日

兵庫県弁護士会

会長 春 名 一 典